

国立大学法人和歌山大学教職員表彰規程

制 定 令和 3年 7月14日
法人和歌山大学規程 第2372号
最終改正 令和 6年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学就業規則（以下「規則」という。）第42条第1項第1号、第2号及び第4号に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）への功績が極めて顕著であると認められた教職員の表彰について必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する本学の教職員に対して行うものとする。

- (1) 本学において教育、研究活動の向上に積極的に取り組み、比類のない成果をあげた者
- (2) 本学の管理運営の改善に極めて顕著な貢献をした者
- (3) 権威ある賞の受賞、その他本学の社会的評価を高める業績をあげた者
- (4) 人命救助や社会奉仕などで教職員の模範として推奨すべき活動を行った者

(被表彰者の推薦)

第3条 役員、副学長、国立大学法人和歌山大学組織規則に定める第15条及び第16条の長、事務局長及び事務局各課長（以下「所属長」という。）は、前条第1項第2号から第4号の一に該当すると認められる教職員について、別紙（様式1）により学長に推薦することができる。ただし、前条第1項第1号に該当する者については、国立大学法人和歌山大学企画・評価委員会が推薦することができる。

(表彰状の授与等)

第4条 被表彰者の決定は、前条の規定により推薦のあった者について、役員会の議を経て、学長が決定する。

(表彰方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状（様式2）を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、副賞を授与することができる。

(事務)

第6条 前各条に定める表彰に関する事務は、人事労務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、総務を担当する理事が定める。

附 則

この規程は、令和3年7月14日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2735号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

教職員表彰規程

様式1（第3条関係）

年 月 日

和歌山大学長 殿

所属長

推 薦 書

このことについて、国立大学法人和歌山大学教職員表彰規程第2条第 号に該当する教職員として、下記のとおり推薦します。

記

1. 職名
2. 氏名
3. 推薦理由
※適宜説明資料を添付する。

様式2（第5条関係）

表彰状
氏名
殿
あなたは和歌山大学に勤務し （規程第2条各号の功績） をあげられました よつてその功績をたたえここに 表彰します
年 月 日
和歌山大学長 氏名 印